

**【表の見方】**

欄外第1列の番号は要綱仮案の小項目(全角算用数字のレベルに限り、(1)(2)は数えない)の通し番号、第2列は中間試案の小項目の通し番号である。

中間試案の個所の斜体ゴシック字の取消線は中間試案から脱落した内容を示す。同じく斜体ゴシック字は、要綱仮案で、項番号や見出しに中間試案から修正が行われたものを示す。要綱仮案の個所が空白のものは中間試案の改正提案通りの内容となっているものを示す。

要綱仮案は、8月26日の第96回会議により決定(9月8日に公表)されたものであるが、網掛け部分の約款(この時は「定型約款」)は決定が留保された。

資料番号は、当該項目を取り上げている審議資料の番号であり、詳しい提案説明がされていることが多いので、適宜参照されたい。ただし、83-1と83-2は全部に及ぶので記入していない。

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
規定の配置				61
<b>第1 公序良俗(民法第90条関係)</b>				
1	<b>1- 法律行為の意義</b>	定義新設、法律行為の種類	法律行為の種類規定は断念	73B
		「目的」の削除等の文言修正	表題を大項目に繰り上げ	73A
1	2 <b>1 公序良俗</b>	<b>現代型暴利行為の定式化</b>	判例準拠の規定を設けるか否かで意見が対立し、見送り	73B 78B 80B 82-2
2	3 第2 意思能力	定義と無効の効果	定義を撤回、基準時を意思表示時に(申込み・承諾を包含)	73A 79-1 82-1 82-2
<b>第3 意思表示</b>				
3	4 <b>1 心裡留保(民法第93条関係)</b>	「真意でないことを知っていたとき」に文言修正。善意者の第三者保護規定を新設		66A 79-1 82-1
4	5 <b>2 錯誤(民法第95条関係)</b>	要素を主観的因果関係と客観的重要性に分けて書き下す。動機の錯誤を明文化。惹起された動機の錯誤(不実表示)を規律。全体に取消構成に変更。善意・無過失の第三者保護規定を新設	「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」に変更。「当該事情が法律行為の基礎とされていることが表示されているときに限り」と動機の錯誤を限定。惹起された錯誤は撤回。	76A 78A 79B 80B
5	6 <b>3 詐欺(民法第96条関係)</b>	媒介者等の詐欺を新設。第三者の詐欺の場合の相手方や第三者の善意に無過失を追加	媒介者等の詐欺は脱落	
6	7 <b>4 意思表示の効力発生時期等(民法第97条関係)</b>	隔地者以外に拡張、到達擬制を新設、意思能力喪失を追加	「正当な理由なく意思表示の到達を妨げた場合」に表現変更	
7	8 <b>5 意思表示の受領能力(民法第98条の2関係)</b>	意思能力欠如・回復の追加		
<b>第4 代理</b>				
9	<b>1- 代理行為の要件及び効果</b>	本人偕称の場合の追加	慎重論多数により撤回	66A 79-1 82-1
8	10 <b>1・2 代理行為の瑕疵—原則と例外(民法第101条第1項・第2項関係)</b>	構造の明確化、代理人の詐欺による相手方の意思表示の場合を除外、本人の明確な指図がない場合への拡張	原則と例外に分けて記述を1・2に再編	
9	11 <b>3 代理人の行為能力(民法第102条関係)</b>	代理人が制限行為能力者である場合の例外を追加	被保佐人が法定代理人である場合を行為制限類型に追加	
12	<b>4- 代理人の権限</b>	任意と法定で区別、保存行為、性質を変えない利用行為等	一律規定に異論があり撤回	
10	13 <b>4 復代理人を選任した任意代理人の責任(民法第105条関係)</b>	105条削除(一般債務不履行による)		

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
11	14	<b>5 自己契約及び双方代理等 (民法第108条関係)</b>	利益相反類型を追加	
12	15	<b>6 代理権の濫用</b>	代理権権利濫用も有効が原則、相手の悪意か重過失の場合に効果帰属を否定	判例準拠の93条ただし書類推型へ変更
13	16	<b>7 代理権授与の表示による表見代理 (民法第109条関係)</b>	110条との重畳適用を追加	109条の拡張形式で規定
17	17	<del><b>9 権限外の行為の表見代理</b></del>	本人僭称の場合の追加	慎重論多数により撤回
14	18	<b>8 代理権消滅後の表見代理 (民法第112条関係)</b>	110条との重畳適用を追加	112条の拡張形式で規定
15	19	<b>9 無権代理人の責任</b>	規定の詳細化、過失責任化	過失責任化を撤回
20	20	<del><b>12 授權 (処分権授与)</b></del>	権利の直接移転効を新設	明確性・有用性に異論があり撤回
第5 無効及び取消し				66AB 79-1 82-1
21	21	<del><b>1 法律行為の一部無効</b></del>	一部のみは無効原則と例外	要件や考慮要素で紛糾し撤回
16	22	<b>1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果</b>	解除と類似する詳細な規定(果実・使用利益・価額償還その他)	簡略化(原状回復義務と無償行為の場合の現存利得への縮減のみ。価額償還義務・果実等の詳細規定は脱落)。表題変更
17	23	<b>2 追認の効果 (民法第122条関係)</b>	無意味な122条ただし書を削除	
18	24	<b>3 取り消すことができる行為の追認 (民法第124条関係)</b>	取消可能であることを知ってすること、成年被後見人を除き法定代理人等の同意を得た追認の許容を明示	
25	25	<del><b>5 法定追認</b></del>	弁済の受領等の追加	押付けの危惧の批判で撤回
26	26	<del><b>6 取消権の行使期間</b></del>	3年・10年に変更	期間短縮は被害者保護を弱めるとの批判があり撤回
第6 条件及び期限				
19	27	<b>1 効力始期の新設並びに期限の概念の整理</b>	概念整理、期限の利益喪失の義務違反による限定	条件の定義規定・履行条件の規定・期限の利益喪失の限定は撤回。請求始期・効力始期の区別を新設
20	28	<b>2 不正な条件成就</b>	故意の条件成就妨害→無条件扱い、故意の条件成就→無効	故意の条件成就を不正な条件成就に変更
第7 消滅時効				63 69A 78A 80-1 82-1
21	29	<b>1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点</b>	甲案(5年均一)、乙案(主観的起算点導入、[3-5]/10年)	主観的起算点から5年、客観的起算点から10年。商事消滅時効削除
22	30	<b>2 定期金債権の消滅時効</b>	[10]年、168条1項後段を削除	169条も削除、最長20年に変更
23	31	<b>3 職業別の短期消滅時効の廃止</b>	170条-174条を削除	
24	32	<b>4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 (民法第724条関係)</b>	724条の長期期間を消滅時効と明示	
25	33	<b>5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効</b>	身体・生命侵害の特則として長期化	主観的起算点から不法行為の場合も5年、客観的起算点から20年
26	34	<b>6 時効の完成猶予及び更新</b>	中断を更新と変え権利確定の場合に限定、それ以外は停止として整理、協議するとの書面合意の場合の停止	名称を変更して両者を合体・再整理。1年を基準とした書面による協議合意で時効完成猶予(やや複雑な場合分け)、完成猶予は原則6箇月、天災等による場合の時効完成猶予を2週間から3箇月に延長
35	35	<del><b>7 時効の停止事由</b></del>		
27	36	<b>7 時効の効果</b>	当事者と正当な利益を有する第三者の援用権、停止条件的構成、注記で抗弁権構成	援用権者の例示列挙、権利消滅構成を維持、停止条件構成の規定の撤回

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
		<b>第8 債権の目的(法定利率を除く。)</b>		
28	37	1 特定物の引渡しの場合の注意義務(民法第400条関係)	契約上の債権は契約の趣旨、それ以外は善管注意義務	68A 79-1 82-1
29	38	<del>2 種類債権の目的物の特定</del>	合意による特定を追加	
39	39	<del>3 外国通貨債権</del>	外国通貨による履行原則	
30	40	2 選択債権(民法第410条関係)	第三者の選択新設、履行請求権の限界事由による選択権移転、選択権者の過失による不能の場合の特定	選択権者の過失による不能の場合の特定のみ改正。第8の法定利率部分等が抜けて、項番号を繰り上げ
		<b>第9 法定利率 ※第8の下位項目から第9に繰り上げ。下位項目も繰り上げ</b>		
31	41	1 変動制による法定利率(民法第404条関係)	3%スタートの年1回0.5%刻み仮案	60か月の貸出約定平均金利基準、3%からスタート、1%刻み端数切り捨て、適用利率基準時固定(遅滞責任負担時)、3年毎の見直し、商事法定利率を廃止
32	42	2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則(民法第419条第1項関係)	最初の利息支払時、損害賠償債務遅滞時、利率改訂時	419条1項の修正を繰り込み
33	43	3 中間利息控除	固定制[5]%	不法行為(損害発生)時の利率を適用
		<b>第10 履行請求権等 ※以下大項目の番号繰り下げ</b>		
34	44	1 履行請求権と履行の不能	履行請求可能原則を明記	履行請求可能原則を撤回。「契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らし」た不能が例外事由
	45	2 契約による債権の履行請求権の限界事由	金銭債務以外、物理的不可能、費用過大その他を限界事由	
35	46	2 履行の強制(民法第414条関係)	414条1項を原則宣言へ。414条2項・3項を削除。民執による執行の可能のみ	(2)に414条2項・3項関係を民執171条1項へ記載する(所用の改正とのみ表記)
		<b>第11 債務不履行による損害賠償</b>		
36	47	1 債務不履行による損害賠償とその免責事由	履行不能は債務の本旨に従って履行に括弧書きで含める。原則として有責、帰責事由がなければ免責と明記	本旨不履行と履行不能を「又は」で並列。「契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」と統合
37	48	2 債務の履行に代わる損害賠償の要件	履行請求権の限界事由、解除、催告期間内の無履行、履行拒絶、履行請求との不両立	不能構成に変更。履行請求との不両立を削除。不能・履行拒絶・解除等に要件を単純化。「拒絶する意思を明確に表示」と表現を修正
38	49	3 不確定期限における履行遅滞(民法第412条第2項関係)	不確定期限到来の通知以後	不確定期限到来後の履行請求又期限到来を知った時の早い時以降
39	50	4 履行遅滞中の履行不能	遅滞後の履行請求権の限界事由発生についても有責	不能構成に変更(履行遅滞の因果関係不存在の抗弁は解釈問題)
40	51	5 代償請求権	判例準則による明文化	債務者有責の場合にも拡張
41	52	6 契約による債務の不履行における損害賠償の範囲(民法第416条関係)	契約上の債務に限定。予見時期を不履行時、主体を債務者、予見対象を損害に	1項は現行法通り。2項は予見対象を特別事情に回帰。予見基準時や契約後の予見可能損害につき相当の回避措置を削除。予見主体を「当事者」に戻す
42	53	7 過失相殺の要件・効果(民法第418条関係)	債務不履行・損害の発生・拡大と明示。裁量の考慮	相当の措置を削除、裁量の表現を撤回
	54	<del>8 損益相殺</del>	判例準拠の新設	多様な類型に統一基準は無理などの批判があり撤回
	55	<del>9 金銭債務の特則</del>	利息超過損害容認、不可抗力免責	多様な批判により撤回
43	56	8 賠償額の予定(民法第420条第1項関係)	著しく過大な部分の請求不可	後段(裁判所による額の増減不可)を削除

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
		第12 契約の解除		
44	57	1 催告解除の要件(民法第541条関係)	契約目的不達成で統合、帰責事由不要、無催告解除3類型	68A 79-1 82-1
45		2 無催告解除の要件①(民法第542条・第543条関係)		68A 79-1 82-1 82-2
46		3 無催告解除の要件②(民法第542条・第543条関係)		
47		4 債権者に帰責事由がある場合の解除		68A
58		2 複数契約の解除	契約目的不達成での全部解除	79-1 82-1
48	59	5 契約の解除の効果(民法第545条第2項関係)	詳細な価額償還義務	82-1
49	60	6 解除権者の故意等による解除権の消滅(民法第548条関係)	帰責事由不要解除に合わせた547条の催告による解除権の喪失の制限、548条削除	
		第13 危険負担		68A 79-1 82-1
50	61	1 危険負担に関する規定の削除(民法第534条・第535条関係)	534条・535条(債権者危険負担主義)を廃止	
51	62	2 反対給付の履行拒絶(民法第536条関係)	解除権の制限に修正して、同条2項を実質存置	68B 79-1 82-1
63		第14 受領(受取)遅滞		
52		1 民法第413条の削除	増加費用負担と義務軽減	68A
53		2 保存義務の軽減		79-1 82-1
54		3 履行費用の債権者負担		
55		4 受領遅滞中の履行不能		
		第15 債権者代位権 ※中間試案から大きく転換		73A 82-1 82-2
56	64	1 債権者代位権の要件(民法第423条第1項関係)	裁判上の代位を廃止、行使制限の個別明記	82-2
57		2 債権者代位権の要件(民法第423条第2項関係)		
58	65	3 代位行使の範囲	全部行使可能	
59	66	4 直接の引渡し等	直接引渡請求と相殺禁止	
67		4 代位債権者の善管注意義務		
68		5 債権者代位権の行使に必要な費用	費用償還請求権の明記と共益費用の一般先取特権	
60	69	5 代位行使の相手方の抗弁	債務者に主張できる抗弁の代位債権者への対抗	73A 82-1
61	70	6 債務者の取立てその他の処分の権限等	債務者の処分権の非制限	
62	71	7 訴えによる債権者代位権の行使	代位訴訟の債務者への告知	
63	72	8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権	登記請求権の代位を例示とする転用の明記	
64		第16 詐害行為取消権 ※破産法との整合性に配慮、相殺による優先を肯定		
65	73	1 受益者に対する詐害行為取消権の要件(民法第424条第1項関係)	折衷説を明文化、法律行為を行為に変更、債務者は被告、強制執行できない場合を除外	

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
66		<b>2 受益者に対する詐害行為取消権の要件(民法第424条第2項関係)</b>	行使阻害要件を列挙(非財産行為、被保全債権の成立時期(詐害行為前に原因があれば足りる)、強制執行できない債権)	
67	74	<b>3 相当の対価を得てした行為の特則</b>	相当の対価を得てした行為の取消しを否認権と合わせて制限 悪意推定の削除(以下同じ)	
68	75	<b>4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則</b>	偏頗行為を否認権に合わせて詳細に規定(支払不能時の通謀弁済、30日ルールと通謀詐害意図による危機時の非義務行為)	支払不能の推定も削除。
69	76	<b>5 過大な代物弁済等の特則</b>	過大部分のみ取消しを拡張	
70	77	<b>6 転得者に対する詐害行為取消権の要件</b>	全員悪意が要件、債務者と請求相手が共同被告	行使方法の提案を分離、債務者の被告適格を否定
71		<b>7 詐害行為取消権の行使の方法</b>		詐害行為取消権の行使の方法を一括・独立化: 現物返還原則と価額償還、請求相手のみが被告、債務者への訴訟告知
72	78	<b>8 詐害行為取消しの範囲</b>	行為の全部取消し	取消しの範囲を独立化: 目的が可分の場合と価額償還の場合は被保全債権額限度
73	79	<b>9 直接の引渡し等</b>	逸出財産の返還方法等として、対象財産毎の区別、価額償還、直接請求、相殺禁止	直接引渡請求に簡略化、相殺禁止を撤回し、金銭の場合、事実上の優先弁済を肯定
74	80	<b>10 詐害行為取消しの効果</b>	判決効が債務者とその全債権者に及ぶこと	
81		<b>9 詐害行為取消権の行使に必要な費用</b>	費用償還請求権と共益費用の一般先取特権	費用の相当性問題と相殺許容との関係等で撤回
75	82	<b>11 受益者の反対給付</b>	債務者に対する受益者の反対給付返還・価額償還請求権、破産の場合との整合(価額償還から反対給付価額の控除等)、一定の場合の先取特権付与	現物返還と価額償還を統合。反対給付返還請求権同士の同時履行関係や先取特権を否定、価額償還の場合の反対給付控除は解釈問題
76	83	<b>12 受益者の債権の回復</b>	債権の復活を肯定	
77	84	<b>13 転得者の前者に対する反対給付及び債権</b>	受益者の債務者に対する返還請求権の限度で転得者は受益者の請求権を行使可能	
78	85	<b>14 詐害行為取消権の行使期間の制限</b>	悪意の詐害行為を知った時から。長期を[10]年に短縮	10年に確定
<b>第17 多数当事者の債権及び債務</b>				
79	86	<b>1 連帯債務</b>	各種債務の定義	連帯債務の定義に限定
87		<b>2 分割債務</b>	分割債権との書き分け	再構成で不要となり撤回
80	88	<b>2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等</b>	※全体として相対的効力を原則(絶対的効力の合意は可能)とするが要綱仮案では例外を若干復活	
		(1) 履行の請求(民法第434条関係)	同条を削除	
		(2) 連帯債務者の一人による相殺(民法第436条関係)	他の連帯債務者には履行拒絶権	相殺の絶対効(436条1項)の維持を明記
		(3) 連帯債務者の一人に対する免除(民法第437条関係)	免除の相対効・債権者への償還請求を否定	弁済した他の債務者から免除を受けた債務者への求償請求を肯定
		(4) 連帯債務者の一人についての時効の完成(民法第439条関係)	消滅時効の相対効・債権者への償還請求を否定	弁済した他の債務者から時効完成した債務者への求償請求を肯定
		(5) 相対的効力の原則(民法第440条関係)	相対的効力の原則	更改、相殺、混同を除き相対効を原則化
81	89	<b>3 破産手続の開始(民法第441条関係)</b>	同条を削除←破104条で足る	項目のレベルを繰り上げ
82	90	<b>4 連帯債務者間の求償関係</b>		
		(1) 連帯債務者間の求償権(民法第442条第1項関係)	出捐と負担部分の関係を明記。負担部分を超えて初めて求償	求償の要件について、出捐額が負担部分を超えなくてもよいという現行規定を維持
		(2) 連帯債務者間の通知義務(民法第443条関係)	事前通知義務を廃止	現行規定を維持。他の連帯債務者の存在を知っているとの要件を追加

73A  
82-167A  
80-1  
82-167B  
80-1  
82-1

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
		(3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係(民法第444条関係)	負担部分を有しない者がいる場合の平等負担を追加	
		(4) 連帯の免除をした場合の債権者の負担(民法第445条関係)	債権者の無資力危険負担を定める同条を廃止←債権者の通常の意味に反する	67A 80-1 82-1
83	91	5 不可分債務	連帯債務規定の準用、連帯債務への変更合意許容	性質上不可分に限定(合意による場合は連帯債務)、変更合意は脱落
	92	<del>6 債権者が複数の場合</del>	性質上不可分か否かで区別	→6以下の規律で足りる
	93	<del>7 分割債権</del>	分割債務との書き分け	再構成で現行規定を維持
84	94	6 連帯債権—連帯債権者の請求権等	性質上の可分か否かで区分。連帯債務と同種の規律	意思表示による不可分債権を吸収
85		7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等		項目を独立
		(1) 連帯債権者の一人との間の相殺		絶対的効力(連帯債務と同処理)
		(2) 連帯債権者の一人との間の更改又は免除		分与されるべき部分についての履行請求権の否定
		(3) 連帯債権者の一人との間の混同		絶対的効力(連帯債務と同処理)
		(4) 相対的効力の原則		連帯債務と同処理
86	95	8 不可分債権	連帯債権規定の準用、合意による連帯債権への変更	性質上の不可分の場合に限り、全部請求・全部履行可能を規定
		第18 保証債務		
87	96	1 保証債務の付従性(民法第448条関係)	主債務の増減の影響	保証債務の不加重のみ
88	97	2 主たる債務者の有する抗弁等	主債務者の抗弁援用権、相殺・取消し・解除の履行拒絶権	(1)(2)に区分して規定
		(1) 主たる債務者の有する抗弁		
		(2) 主たる債務者の有する相殺権、取消権又は解除権(民法第457条第2項関係)		62 67A 80-1 82-1
89	98	3 保証人の求償権		
		(1) 委託を受けた保証人の求償権(民法第459条関係)	代物弁済・期限前弁済の場合の求償制限、460条3号削除	主債務の履行期後の利息の求償権を追加
		(2) 委託を受けた保証人の求償権(民法第460条関係)		460条3号削除を独立
		(3) 保証人の通知義務(民法第463条関係)	事前通知義務を廃止	無委託保証人の事前通知義務を廃止、委託保証は連帯債務同様
90	99	4 連帯保証人について生じた事由の効力(民法第458条関係)	連帯債務の規定を準用(相対効原則。別段の合意は可能)	67A 80-1 82-1
91	100	5 根保証	貸金等根保証の個人根保証一般への拡大	元本確定期日の拡張や特別解約権は見送り。最終盤で小項目3つに分離
			<b>元本確定前の履行請求・随伴性</b>	見解が分かれ取り上げない
		(1) 極度額(民法第465条の2関係)		「個人根保証契約」(仮称)に拡張
		(2) 元本の確定事由(民法第465条の4関係)		個人根保証と貸金等根保証に分け、後者には主たる債務者に対する強制執行・担保権実行・破産手続開始決定を追加(借入人の債務の根保証等を除外)
		(3) 求償権についての保証契約(民法第465条の5関係)		根保証債務の求償保証の場合につき、極度額や元本確定期日等の規定を追加

	中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
92 101	6 保証人保護の方策の拡充		62
	(1) 個人保証の制限	個人保証禁止とその例外(経営者保証その他)	70A 76A 78A 80-1 82-1
	(2) 契約締結時の <del>説明義務</del> 情報提供義務	債権者の義務として規定	62 70A 76AB 80-1 82-1
	(3) 保証人の請求による履行状況の情報提供義務	債務残額等の照会の場合と履行遅延の場合の通知義務、違反の場合の遅延損害金履行請求否定	70A 76AB 78A 80-1 82-1
	(4) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務		80-1 82-1
	<del>(4) その他の方策</del>	身元保証法5条類似や比例原則等による保証人の責任制限の可能性	62 70B 76B 78B 80-3
	第19 債権譲渡		
93 102	1 債権の譲渡性とその制限(民法第466条関係)	譲渡制限特約の債権的効力:悪意又は重過失の第三者(差押債権者を除く)に抗弁を対抗可、対抗できない例外4つをまとめて規律	※以下に項目分けして規律
	(1) 譲渡制限の意思表示の効力		譲渡は有効、悪意・重過失の譲受人に対する債務者の履行拒絶権・債務消滅事由の対抗
	(2) 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合		第三者による譲渡人への履行催告への不応答の場合、債務者は抗弁を喪失
	(3) 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託		譲渡人又は譲受人の住所地での供託と供託の通知、譲渡人破産の場合のその債権者の供託請求権
	(4) 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え		強制執行をした(譲渡人の)債権者には譲渡制限の抗弁を不適用、悪意又は重過失のある譲受人に対して強制執行をした債権者には抗弁を対抗可能
	(5) 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力		悪意又は重過失者(強制執行をした債権者を含まない)には譲渡制限特約を対抗可能
94 103	2 将来債権譲渡	※中間試案から場所を繰り上げ、規律内容を3つに分けて検討	
	(1) 将来債権の譲渡	許容、譲受人の債権発生時における当然取得、第三者対抗要件	74A 81-1 82-1
			将来の賃料債権譲渡の効力を賃貸物所有権譲渡との関係で制限する例外は明示せず
	(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗	譲渡後の譲渡制限特約は譲受人に対抗不能	74A 81-1 82-1
			「譲渡制限の意思表示」に変更

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
95	104	<b>3 債権譲渡の対抗要件(民法第467条関係)</b>	<b>※債務者をインフォメーションセンターの負担から解放・軽減</b>	
		<b>(1) 第三者対抗要件及び権利行使要件</b>	甲案(金銭債権は登記、その他は確定日付ある譲渡書面、承諾を除外)、乙案(承諾を除外)、現状維持案	63 74B 78B 81-1 82-1
		<b>(2) 債権譲渡が競合した場合における規律</b>	甲案・乙案のいずれによっても複数の可能性	
96	105	<b>4 債権譲渡と債務者の抗弁(民法第468条関係)</b>		
		(1) 異議をとどめない承諾による抗弁の切斷	譲渡人に対する権利行使要件具備時までの抗弁の譲受人への対抗可能、書面での抗弁権放棄のみ抗弁切斷	74A 81-1 82-1
		(2) 債権譲渡と相殺の抗弁	相殺抗弁の拡張(譲渡の対抗要件具備後の取得債権でも、権利行使要件具備前に原因がある反対債権発生、同一契約上の反対債権)	
		<b>第20 有価証券</b>	証券的債権の譲渡等の規定を整備	
97	106	<b>1 指図証券について</b>	商法516条2項、517条～519条・規定と整合:裏書交付・権利推定・善意取得・善意の譲受人への抗弁の制限・弁済場所・履行遅滞時期・免責、質権設定手続と公示催告手続の整備	70A 80-1 82-1 82-2
98	107	<b>2 記名式持参人払証券について</b>	商法519条と同旨、質権設定手続と公示催告手続の整備	70A 80-1 82-1
99	108	<b>3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券</b>	債権譲渡・質入れ方式で足りる、公示催告手続整備	
100	109	<b>4 無記名証券について</b>	記名式持参人払証券に準じた手続の整備	
		<b>第21 債務引受</b>	※いずれも規定を新設	
101	110	<b>1 併存的債務引受</b>	債権者・引受人の合意又は債務者・引受人の合意+債権者の承諾、債務者の抗弁の対抗	
102	111	<b>2 免責的債務引受の成立</b>	併存的債務引受+免責の合意+債権者による意思表示	67A 80-1 82-1
103	112	<b>3 免責的債務引受による引受けの効果</b>	求償不可、抗弁の対抗	
104	113	<b>4 免責的債務引受による担保権等の移転</b>	同時の意思表示による担保移転の許容、引受合意当事者以外の承諾、保証人の書面による承諾の必要性	
105	114	<b>第22 契約上の地位の移転</b>	新設:契約当事者の一方と第三者の合意+他方の承諾	74A 80-1 82-1
		<b>第23 弁済</b>		70A 80-1 82-1
106	115	<b>1 弁済の意義</b>	弁済による債権の消滅を明記	
107	116	<b>2 第三者の弁済(民法第474条第2項関係)</b>	正当な利益のない第三者による弁済は債務者の承諾を知らない限り債権者が受領拒絶可、債務者の意思に反した弁済は無効	70A 77B 80-1 82-1



		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
108	117	3 弁済として引き渡した物の取戻し(民法第476条関係)	制限行為能力者の弁済物取戻しを定める同条を削除	
109	118	4 債務の履行の相手方(民法第478条・第480条関係)	弁済受領権者を明記、外観+正当な理由(準占有者概念削除)、受取証書(480条)を削除	「取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有するもの」。善意無過失要件の復活
110	119	5 代物弁済(民法第482条関係)	諾成契約構成と原債務消滅時期の明示、当初給付請求権の存続	当初給付請求権の存続を撤回 70A 80-1 82-1
111	120	6 弁済の方法(民法第483条から第487条まで関係)	483条削除、取引時間内の履行、弁済と受取証書の同時履行、振込みは入金記帳時に弁済効	「法律行為の性質又は当事者の意思によってその引渡しをすべき時の品質をさだめることができないとき」に弁済時の現状引渡義務を復活、受取証書の引換交付請求 振込みにつき預貯金の払戻請求権取得時に弁済効があることのみ規定 70B 80-1 82-1
112	121	7 弁済の充当(民法第488条から第491条まで関係)	当事者の合意充当優先を明示し規定を整理	490条削除は撤回。弁済者と債権者の合意充当を優先 70A 80-1 82-1 民事執行の配当でも合意充当を認めるか否かは取り上げない 70B 80-1 82-1
113	122	8 弁済の提供(民法第492条関係)	一切の免責、解除権喪失	債務不履行責任を免れることのみ
114	123	9 弁済の目的物の供託(民法第494条から第498条まで関係)	受領拒絶の場合の弁済の提供要件明示、過失の立証責任は債権者等、「供託に適しないとき」・「価格の低落のおそれ」を自助売却の要件に追加、還付請求権取得の明示	70B 80-1 82-1
115	124	10 弁済による代位		
		(1) 任意代位及び法定代位(民法第499条・第500条関係)	正当な利益を有しない者の任意代位から債権者の承諾を削除	499条と500条を合体(わかりにくい構造になったとの批判がある)
		(2) 弁済による代位の効果(民法第501条前段関係)	付記登記を削除、第三取得者の物上保証人に対する代位を否定、不動産の価格を財産の価格に拡張、保証人の頭割代位、資格兼併者の保証人一人説判例の明文化、物上保証人からの第三取得者=物上保証人	代位の基本的な効果、保証人間の求償権の範囲内の代位と、法定代位者相互間の関係を分離して記述 62 70B 80-1 82-1
		(3) 法定代位者相互間の関係(民法第501条後段関係)		債務者からの第三取得者も明記(表現に批判あり)、保証人一人説判例の明文化を撤回
		(4) 一部弁済による代位の要件・効果(民法第502条関係)	債権者の同意要件を追加、債権者の権利の単独行使可、担保目的物売却代金等に対する債権者の優先	号の繰り下げのみ 70A 80-1 82-1
		(5) 担保保存義務(民法第504条関係)	担保保存義務明示、故意過失の義務違反、正当な代位の期待による制約、免責された物上保証人等からの譲受人の免責	号の繰り下げ、「取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるとき」には不適用
		(5) 担保保存義務違反の効果		一旦独立させた譲受人の免責を再度号繰り下げ後の(5)に吸収
		第24 相殺		
116	125	1 相殺禁止の意思表示(民法第502条第2項関係)	相殺禁止が対抗できない第三者を善意無重過失に	相殺制限を加え、悪意・重過失者に対抗可能と変更 69A 80-1
	126	2 時効消滅した債権を自働債権とする相殺	時効援用前の相殺許容と例外	実務的不都合等の批判で撤回

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.	
117	127	<b>2 不法行為債権等</b> を受働債権とする相殺の禁止 ( <b>民法第509条関係</b> )	意図的不法行為と債務不履行・生命身体侵害に限定	「悪意による不法行為」に変更	69B 80-1 82-1
118	128	<b>3 支払の差止め</b> を受けた債権を受働債権とする相殺 ( <b>民法第511条関係</b> )	無制限説の肯定、差押前の原因に基づく自働債権による相殺に拡張	差押え後に他人の債権を取得した場合を除外	
119	129	<b>4 相殺の充当</b> ( <b>民法第512条関係</b> )	合意充当の優先	法定充当の内容を詳細化	
<b>第25 更改</b>					
120	130	<b>1 更改の要件及び効果</b> ( <b>民法第513条関係</b> )	定義(給付内容、債権者・債務者の交替を明示)	「従前の給付の内容について重要な変更をしたもの」と給付内容変更の表現を修正	
121	131	<b>2 債務者の交替による更改</b> ( <b>民法第514条関係</b> )	三者合意	債権者と新債務者の合意+債権者からの通知、求償権なし	
122	132	<b>3 債権者の交替による更改</b> ( <b>民法第515条・第516条関係</b> )	債権譲渡との整合、516条削除	三者合意、確定日付ある証書による対抗	69B 80-1 82-1
123	133	<b>4 更改の効力と旧債務の帰す</b> ( <b>民法第517条関係</b> )	同条を削除		
124	134	<b>5 更改後の債務への担保の移転</b> (民法第518条関係)	更改契約との同時合意、保証人の書面による承諾	免責的債務引受との整合(あらかじめ又は同時の意思表示、担保を提供した第三者の承諾)、保証は不移転として規定なし	69A 80-1 82-1
135		<del><b>6 三面更改</b></del>	集中決済の基礎となる規律の新設	対抗要件が実務を阻害との批判、意見が対立し撤回	69A 80-1 82-1
136		<del><b>第25 免除</b></del>	損害賠償責任追加	課税の点で批判、要件限定は困難として撤回	69A
<b>第26 契約に関する基本原則等</b>					
125	137	<b>1 契約内容の自由</b>	内容決定の自由	契約締結の自由と方式の自由(諾成原則)を追加	75A 80-1 80-3 82-1
126	138	<b>2 履行の不能が契約成立時に生じていた場合</b>	履行請求権の限界事由があっても契約の効力を妨げない	履行不能に変更、損害賠償請求を妨げない(限定表現に批判あり)	
139		<del><b>3 付随義務及び保護義務</b></del>	規定新設	有用性に疑問の声あり撤回	
140		<del><b>4 信義則等の適用に当たったの考慮要素</b></del>	規定新設: 格差(消費者、事業者を例示)を考慮	弱者保護目的の民法への持ち込み等で経済界の反対が多く撤回	
<b>第27 契約交渉段階</b>					
141		<del><b>1 契約締結の自由と契約交渉の不当破棄</b></del>	無責任原則と信頼保護の賠償責任の例外	取り上げない	75A 80B 82-2
142		<del><b>2 契約締結過程における情報提供義務</b></del>	規定化の適否に意見対立	取り上げない	75B 81-3 82-2
<b>第27 契約の成立</b> ※承諾の到達主義への変更					
127	143	<b>1 申込みと承諾</b>	申込みと承諾による契約成立原則	申込み定義は撤回。契約成立時は明記しない	
128	144	<b>2 承諾の期間の定めのある申込み</b> ( <b>民法第521条第1項・第522条関係</b> )	申込みの撤回留保許容、承諾通知の延着(522条)を削除		
129	145	<b>3 承諾の期間の定めのない申込み</b> ( <b>民法第524条関係</b> )	隔地者への限定を削除、相当期間内の撤回不可と撤回留保許容、合理的に考えられる期間の経過で承諾適格が消滅	承諾適格は撤回	67A 81-1 82-1
130	146	<b>4 対話者間における申込み</b>	対話継続中は申込み撤回可、終了時に承諾適格が消滅、異なる意思の表示が可	承諾適格を承諾期間の定めのない場合に限定、異なる意思の表示の具体化	
131	147	<b>5 申込者及び承諾者の死亡等</b> ( <b>民法第525条関係</b> )	意思能力喪失の常況を追加、承諾発信時までには知った場合に申込み失効	「反対の意思」の具体化、承諾到達時までの死亡等の場合の同種規定を撤回	
132	148	<b>6 契約の成立時期</b> ( <b>民法第526条第1項・第527条関係</b> )	承諾の発信主義と延着の例外(526条1項、527条)を削除		

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
133	149	7 懸賞広告	広告不知の行為者への報酬支払義務、効力存続期間、広告撤回の許容と制限	67A 81-1 82-1
	150	<del>第29 契約の解釈</del>	共通理解の優先、補充的契約解釈等→客観説からの反対、有用性に疑念の声	75B 77B 78B 80-3
		第28 定型約款 ※名称・内容・配列とも何度も変更され左右で対応がとれない		
134	151	1 定型約款	定義:多数の相手方、あらかじめ準備、画一的内容決定目的	定型取引(不特定多数・給付内容均等、「取引の内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的な取引)に契約内容を補充する目的で当事者一方によって準備された条項の総体
135	152	2 定型約款によって契約の内容が補充されるための要件等	組入要件:約款を用いる合意+内容を知る機会の確保、不意打ち条項:合理的に予測不能な条項は契約内容にならない(別項目)、一般的不当条項規制:過大な不利益要件(別項目)	75B 77B 78B 80B 81B
136	153	3 定型約款の内容の開示義務	(内容を知る機会の確保で配慮し独立の項目ではない)	交付・提供済でなければ相手方の請求により相当期間内に相当な方法での開示義務、請求を拒めば契約補充がされない
137	154	4 定型約款の変更	画一的変更の合理的必要性+同意獲得の著しい困難+変更内容の合理性・変更範囲と程度の相当性+不利益変更への適切な措置	変更留保条項+相手方に利益となる変更又は契約目的への適合性と変更内容の相当性・合理性、適当な方法での周知義務、周知をしないと変更の効力なし
		第29 第三者のためにする契約		
138	155	1 第三者のためにする契約の成立等(民法第537条関係)	締約時の第三者の現存不要、第三者の履行請求権	67A 80-1 80-3 82-1
139	156	2 要約者による解除権の行使(民法第538条関係)	第三者の承諾を得た債務不履行解除の肯定	
	157	<del>第32 著しい事情の変更による解除</del>	解除・改訂等の要件・効果を検討	72B 77AB 81-1 82-2
158		<del>第33 不安の抗弁権</del>	反対給付の予期できない危殆化を理由とする履行拒絶権、弁済や担保提供による排除	72B 77AB 80-3
		<del>第34 継続的契約</del>		
	159	<del>1 期間の定めのある契約の終了</del>	期間満了による終了と期間の定めのない契約としての更新	70A
	160	<del>2 期間の定めのない契約の終了</del>	随時解約申入権、予告期間経過による終了、例外的存続	
	161	<del>3 解除の効力</del>	契約解除の将来効	
		第30 売買		
	162	<del>1 売買の予約</del>	予約完結権型の新設	実益なし、義務型排除の誤解などの批判で撤回
140	163	1 手付(民法第557条関係)	履行着手者の解除を容認、償還	75A 81-1 81-3 82-1
141	164	2 売主の義務	義務の詳細化:対抗要件具備協力義務、売買契約の趣旨に適合する物引渡義務、権利移転義務、権利取得義務	権利取得義務と対抗要件具備協力義務のみ(適合物引渡義務等は追完などで足りるとするが批判が強い)
142	165	3 売主の追完義務	買主の追完請求権、売主の追完方法の一定の優先	表題変更、帰責事由がある買主の救済否定を追加

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
143	166	4 買主の代金減額請求権	契約不適合の場合に、追完催告をし、追完権・解除権を放棄して代金減額請求権を行使可能	
144		<b>5 損害賠償の請求及び契約の解除</b>		
145	167	6 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等	まとめて規律、売主の解除権を否定	
146	168	<b>7 買主の権利の期間制限</b>	廃止の甲案、不適合の事実を知った時から1年以内の不適合通知をしないと失権(売主が悪意・重過失の場合を除く)という乙案	
169		<del>7 買主が事業者の場合における目的物検査義務及び適時通知義務</del>	商法526条の取込み	
147	170	8 競売における買受人の権利の特則(民法第568条第1項)	民事執行法による競売と明記。物の損傷の競売一般への拡大	
171		<del>10 買主の義務</del>	受領・協力義務	
172		<del>11 代金の支払場所</del>	引渡し先行の場合の持参債務	
148	173	9 権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶(民法第576条関係)	権利主張者があることを例示として権利移転義務の不履行に拡張	
174		<del>13 抵当権等の登記がある場合の買主による代金支払の拒絶</del>	担保権の存在を前提とした場合を契約の趣旨への適合で除外	
149	175	10 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転	引渡後の危険移転と受領遅滞後の救済排除の例外を新設	
150	176	11 買戻し(民法第579条ほか関係)	買戻金額の任意規定化、契約後の買戻登記の許容	
<b>第31 贈与</b>				
151	177	1 贈与契約の意義(民法第549条関係)	他人物贈与も有効、「財産」を「財産権」に変更	75A 81-1 82-1
152	178	2 贈与者の瑕疵担保責任(民法第551条関係)	売買の担保責任をふまえて検討。負担付贈与の場合の負担額限定	75B 76B 81B 81-3 82-1
179		<del>3 贈与契約の解除による返還義務の特則</del>	現存利益限定	
180		<del>4 贈与者の困窮による贈与契約の解除</del>	解除許容を新設	75A
181		<del>5 受贈者に著しい非行があった場合の贈与契約の解除</del>	新設方向で検討	75B 81-3
<b>第32 消費貸借</b>				
※諾成消費貸借の肯定を軸に修正				
153	182	1 消費貸借の成立等(民法第587条関係)	書面による諾成的消費貸借の許容、交付前の借主の解除権と損害賠償義務、当事者破産による失効	
154	183	2 消費貸借の予約(民法第589条関係)	諾成的消費貸借と類似の規律	
155	184	3 準消費貸借(民法第588条)	「消費貸借によらないで」を削除	
156	185	4 利息	受領日からの利息支払義務	70A 81-1 82-1

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.	
157	186	5 貸主の担保責任(民法第590条関係)	売買または贈与の規定の準用。借主は不適合物の価額返還可	同条1項を削除、贈与者の担保責任を無利息消費貸借に準用	70A 81-1 82-1
158	187	6 期限前弁済(民法第591条第2項・第136条第2項関係)	時期を定めた場合にも期限前返還はできるが損害賠償義務	「損害が生じたときは」と発生要件を強調し常に損害が発生するわけではない旨を示唆	
<b>第33 賃貸借</b>					
159	188	1 賃貸借の成立(民法第601条関係)	契約終了時の返還約束をも包含		
160	189	2 短期賃貸借(民法第602条関係)	行為能力制限の場合を削除		
161	190	3 賃貸借の存続期間(民法第604条関係)	上限20年を削除	50年を上限として設定	
162	191	4 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等(民法第605条関係)	対抗可能定式、賃貸人の地位の移転、地位の留保の効力、対抗要件は所有権移転登記、敷金返還債務・費用償還債務の随伴		
163	192	5 合意による賃貸人たる地位の移転	賃借権に対抗力がない場合も譲渡人・譲受人間の合意で賃貸人の地位を移転可(賃借人の承諾不要)、地位留保の特則	「不動産の譲渡人が賃貸人であるとき」と明記。効果は4の規定を準用(特則は撤回)	69A 81-1 81-3 82-1
164	193	6 不動産の賃借人による妨害排除等請求権	対抗要件具備の場合の妨害停止・返還請求権(妨害予防請求権なし)	※対抗要件を備えない場合は解釈問題として残る	
165	194	7 敷金	定義、返還時期と弁済充当権、返還期前の賃貸人の充当権	定義を規定内容に埋め込み2項仕立て、「充当」文言の不使用	
166	195	8 賃貸物の修繕等(民法第606条第1項関係)	賃貸人修繕義務、賃借人修繕権	賃借人有責の場合の例外追加	
167	196	9 減収による賃料の減額請求等(民法第609条・第610条関係)	両条を削除→農地法等で対応	農水省から反対意見があるも部会意見は削除ではぼ一致	
168	197	10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等(民法第611条関係)	賃借人无責の一部滅失による賃料の割割的減額請求又は解除権と賃借人の利益償還義務	賃借人の無責の立証責任を賃借人負担に、利益償還義務は536条2項に委ね削除	
169	198	11 転貸の効果(民法第613条関係)	転借人による使用収益に対する賃貸人の忍容義務、直接債務の限度、転借料前の前払対による不免责、合意解除の対抗不能と例外	忍容義務を削除(当然の理)、賃料前払は対抗不能に	
170	199	12 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了	明文で規律		
171	200	13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務(民法第616条・第598条関係)	収去義務と過大な費用の例外、収去権、原状回復義務と例外(賃借人无責と通常損耗の場合)	収去権を別項に独立、原状回復義務を1項にまとめて損傷から通常損耗と経年変化を除外	69A 81-1 81-3 82-1
172	201	14 損害賠償及び費用償還の請求権に関する期間制限(民法第621条・第600条)	契約の本旨を趣旨に変更、返還時から1年の期間制限と消滅時効の完成停止、費用償還請求権の期間制限の削除	規定を単純化(趣旨に反する使用云々を削除)、費用償還請求権の期間制限の削除を撤回(損害賠償請求との均衡)	
202		15 賃貸借に類似する契約	ファイナンス・リースとライセンス契約への賃貸借規定の準用	典型契約とする必要がない等の反対多数で撤回	
<b>第34 使用貸借</b> ※ここも諾成契約化					
173	203	1 使用貸借の成立等(民法第593条関係)	諾成契約化、物受領前の解除権(貸主は非書面契約のみ)	解除は3に独立化	70A 81-1 81-3 82-1
174	204	2 使用貸借の終了(民法第597条関係)	契約の終了時期・解除権を明示	解除は3に独立化	

	中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
175	<b>3 使用貸借の解除(民法第597条関係)</b>		
176	<b>4 使用貸借終了後の取去義務及び原状回復義務(民法第598条関係)</b>	権利義務として明示、過分の取去費用や責任のない損傷の例外	70A 81-1 81-3 82-1
177	<b>5 損害賠償及び費用償還の請求権に関する期間制限(民法第600条関係)</b>	契約の本旨を趣旨に変更、返還時から1年の消滅時効の完成停止、費用償還請求権の期間制限の削除	
<b>第35 請負</b>			
178	<b>1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権・費用償還請求権</b>	可分給付により注文者が利益を受ける場合、既履行の仕事の報酬とそれの中に含まれていない費用の請求権、完成不能に注文者有責の場合の請負人の報酬請求権と利益償還義務	
179	<b>2 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任</b>		72B 75A 81-1 82-1
	(1) 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の修補請求権の限界(民法第634条第1項関係)	修補請求権、履行請求権一般の限界事由のある場合の例外	例外を削除(一般原則による)
	(2) 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことを理由とする解除(民法第635条関係)	同条の解除権の制限を削除	※解除自体は一般原則による
	(3) 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の注文者の権利の期間制限(民法第637条関係)	単純削除の甲案、売買に合わせて注文者の救済につき1年の期間制限をする乙案	乙案+括弧書き(引渡しを要しない時は仕事完成時が基準)
	(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任の存続期間(民法第638条関係)	同条を削除(消滅時効の一般原則より長期化する理由なし)	72B 75A 81-1 82-1
	(5) 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任の免責特約	売買との異同や免責特約一般との関係が検討課題	取り上げない(改正の可否内容につき意見不一致)
180	<b>3 注文者についての破産手続の開始による解除(民法第642条関係)</b>	請負人の解除権を仕事未完了の間に限定	72A 81-1 82-1
<b>第36 委任</b>			
181	<b>1 受任者の自己執行義務</b>	新設:自己執行義務原則(例外:許諾、やむを得ない事由)、代理権授与委任の場合の委任者に対する復受任者の受任者との同一の権利義務	72A 81-1 82-1
211	<b>2 委任者の金銭の消費についての責任</b>	一般原則に委ねて647条を削除	同条の独自の意義の指摘や金銭債務の特則の不変更により削除を撤回
212	<b>3 受任者が受けた損害の賠償義務</b>	知識・技能の点で受任者に予測可能な損害の賠償義務を否定	73B 81-3 82-1
182	<b>2 報酬に関する規律</b>		
	(1) 無償性の原則の見直し	648条1項削除(有償委任が圧倒的)	削除の意義は乏しいとして削除を撤回
	(1) 報酬の支払時期(民法第648条第2項関係)	成果への報酬は目的物引渡しと同時に仕事終了時	72A 81-1 82-1

		中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.	
		(2) 委任事務の全部又は一部を処理することができなくなった場合の報酬請求権(民法第648条第3項関係)	履行割合による報酬(成果報酬で制限有)、委任者の責任による履行不能では受任者の全額報酬請求権と利益償還義務	委任者の責めに帰することができない事由による場合に限定、可分な給付で委任者の利益となる部分を成果とみなす	
183	214	3 委任契約の任意解除権(民法第651条関係)			72A 81-1 82-1
		(1) 委任契約の任意解除権	受任者の利益をも目的とする場合の損害賠償義務を追加	構造を再構成し項目レベルを1つ繰り上げ	
		(2) 破産手続開始による委任の終了	有償委任の場合の双方解除権	撤回(当然終了の現行規定を維持←委任契約把握が困難な場合は当然終了が妥当)	
215		6 準委任	準用類型限定:自己執行義務なし、無償や期間無限定の場合の任意解約権、やむを得ない事由による解除+損害賠償	取り上げない(内容の明確化が多様な準委任については困難)。	73B 81-3
<b>第37 雇用</b>					
184	216	1 報酬に関する規律(労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権)	履行割合による報酬請求権、536条2項類似の規律	使用者の責めに帰することができない事由による就労不能と履行中途の契約終了に限定、それ以外は536条2項に委ねる	73A 81-1 82-1
185	217	2 期間の定めのある雇用の解除(民法第626条関係)	5年超の任意解除権、商工業見習いの特則の削除、2週間前の予告	終期不確定を追加、使用者からの解除は3箇月前予告に変更	73A 81B
186	218	3 期間の定めのない雇用の解約の申入れ(民法第627条関係)	627条2項・3項の削除←労働者からの解約と使用者からの解約(労基法20条)の不均衡	2項・3項を使用者からの解釈申入れに限定して維持	82-1 82-2
<b>第38 寄託</b>					
187	219	1 寄託契約の成立等(民法第657条関係)			
		(1) 要物性の見直し	諾成契約化、受領前の有償寄託者の解除権+損害賠償、受領前の無償寄託の双方解除権(受寄者解除は無書面の場合のみ)、有償受寄者・書面無償受寄者の催告・解除権	解除権は次項に独立化 返還約束は省略	
		(2) 寄託者の解除権		物の引渡しまでの寄託者の解除権と受寄者の損害賠償請求権	
		(3) 無償寄託における受寄者の解除権		無書面の場合の物の引渡しまでの無償受寄者の解除権	
		(4) 寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権		有償受寄者と無書面の無償受寄者の催告後の解除権	73A 81-1 82-1
		(2) 寄託者の破産手続開始の決定による解除	寄託物受領前の寄託者の破産の場合の解除権と損害賠償	撤回(受寄者の解除権は報酬債権が財団債権となるので不要)	
188	220	2 寄託者の自己執行義務等(民法第658条関係)	受寄物使用も制限、承諾・やむを得ない場合以外の自己執行義務、再受寄者の寄託者に対する義務を明示、受寄者の復代理類似の責任限定を廃止		
		(1) 受寄者の自己執行義務		2項目に分離	
		(2) 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任			
221		3 受寄者の保管に関する注意義務	有償受寄者の善管注意義務	撤回(400条の復活で重複・不要)	
189	222	3 寄託物についての第三者の権利主張(民法第660条関係)	寄託者知悉の場合の通知免除、第三者に対する寄託者の権利の受寄者による援用権、寄託者に対する返還義務とその例外、受寄者の免責		

	中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
	(1) 受寄者の通知義務	通知義務を独立	
	(2) 寄託物についての第三者の権利主張	抗弁の援用権を撤回、確定判決等があったときに第三者へ引き渡せば寄託者への受寄者の返還義務は消滅	73A 81-1 82-1
223	<del>5</del> 寄託者の損害賠償責任	寄託物の性質・状態に起因する損害の賠償義務とその例外	73B 81-3
224	<del>6</del> 報酬に関する規律	委任の改正報酬規定を準用	
190 225	4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権の短期期間制限	賃貸借・使用貸借同様に、返還時から1年内の損害賠償請求の期間制限、1年の消滅時効の完成の停止を新設	
191 226	5 寄託者による返還請求(民法第662条関係)	有償寄託場合における期限前返還請求による損害賠償責任	73A 81-1 82-1
227	<del>9</del> 寄託物の受取後における寄託者の破産手続開始の決定	寄託者の破産の場合の解除権と損害賠償	
192 228	6 混合寄託	新設:混合保管の寄託者全員の承諾、割合による返還請求権	
193 229	7 消費寄託	返還義務内容明示、準用規定の明示(590条・592条・662条・663条)	75B 81-1 82-1
第39 組合			
194 230	1 契約総則の規定の不適用	同時履行の抗弁権や解除は不可	
195 231	2 組合員の一人についての意思表示の無効等	他の組合契約への無影響	
196 232	3 組合の債権者の権利の行使(民法第675条関係)	組合財産関係の規定(668条・674条・676条・677条)を統合して詳しく補充、675条を組合債権者の各組合員に対する平等割合での権利行使と損失分担割合を知っている場合の例外と整理	
197	4 組合員の持分の処分等(民法第676条関係)		676条改正を独立:組合債権者の組合財産上の権利行使不可、各組合員の単独での持分権行使不可
198 233	5 業務執行者がいない場合における組合の業務執行(民法第670条第1項関係)	意思決定の執行権限と方法を詳細化	75A 81-1 81-3 82-1
199	6 業務執行者がある場合における組合の業務執行		決定・執行は委任可、業務執行者複数の場合はその多数決、各業務執行者が執行、総組合員の同意による決定・執行の余地
200 234	7 組合代理	組合代理の明文化(判例準拠:常務を除き過半数同意で組合員が代理、業務執行者があればもっぱら業務執行者が代理、業務執行者複数の場合その過半数の同意で代理、常務は各業務執行者が単独代理)、第三者保護規定なし	
201 235	8 組合員の加入	組合員全員の同意又は組合契約の定めによる新組合員の加入、加入組合員の責任限定(加入前の債務には無責)	
202 236	9 組合員の脱退	やむを得ない事情によっても脱退できない合意は無効、脱退組合員の責任と免責・担保請求権	
		反対があり無効規定を撤回、組合債務を履行した脱退組合員の求償権を追加	



	中間試案の改正ポイント	要綱仮案での変化	資料No.
203 237	<b>10</b> 組合の解散事由(民法第682条関係)	解散の4事由(目的の成功又は成功不能/期間満了/組合契約に定める解散事由の発生/総組合員の合意)をまとめて規律。一人組合は解釈問題	
238	<del>9</del> <b>組合の清算</b>	清算人の代理権限を明文化(判例準拠)	75A 81-1 81-3 82-1
239	<del>第45</del> <b>終身定期金</b>	元本受領後の給付不履行による一般債務不履行解除	
240	<del>第46</del> <b>和解</b>	争いの対象による錯誤無効不可	